

報告第13号

特定地域型保育事業者の公表について

特定地域型保育事業者の公表について別紙のとおり瑞穂市教育委員会に報告する。

令和3年10月29日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

提案理由

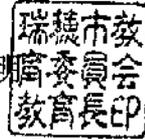
子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第53条の規定により、特定地域型保育事業者を公表するため、瑞穂市教育委員会告示を行ったもの。

瑞穂市教育委員会告示第20号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第53条の規定により、
特定地域型保育事業者を次のとおり公表する。

令和3年10月7日

瑞穂市教育委員会教育長 加納 博



事業所の名称	地域型保育事業の種類	事業所の所在地	特定地域型保育事業者の名称	確認をした年月日
はな保育室ほづみ	小規模保育事業	瑞穂市別府 752-1	株式会社 パーソンズ	令和3年 9月30日

報告第14号

瑞穂市公私連携保育法人の指定に関する要綱の一部を改正する告示について

瑞穂市公私連携保育法人の指定に関する要綱の一部を改正する告示を別紙のとおり瑞穂市教育委員会に報告する。

令和3年10月29日

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

提案理由

組織変更による課名の変更及び地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて（令和2年7月7日付け総行行第169号・総行経第35号総務省自治行政局長通知）を踏まえ、瑞穂市公私連携保育法人の指定に関する要綱の一部改正を行うもの。

瑞穂市告示第321号

瑞穂市公私連携保育法人の指定に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年10月14日

瑞穂市長 森 和



瑞穂市公私連携保育法人の指定に関する要綱の一部を改正する告示

瑞穂市公私連携保育法人の指定に関する要綱（平成29年瑞穂市告示第70号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出し及び同条第1項中「公私連携法人選考等委員会」を「瑞穂市公私連携法人選考等委員会」に改める。

第12条中「幼児支援課」を「幼児教育課」に改める。

様式第1号及び同様式別添5を次のように改める。

様式第 1 号（第 3 条関係）

瑞穂市公私連携保育法人指定申請書

年 月 日

（宛先）瑞穂市長

申請者 所在地
名 称
代表者氏名

を運営する公私連携保育法人として指定を受けた
いので、児童福祉法第56条の8第1項の規定により、下記のとおり必要書類を添
付し申請します。

記

- 1 公私連携型保育所等職員計画書（別添 1）
- 2 保育所職員体制調書（別添 2）
- 3 所長予定者の経歴書（別添 3）
- 4 公私連携型保育所等保育計画書（別添 4）
- 5 瑞穂市公私連携保育法人の指定申請に係る誓約書（別添 5）
- 6 保育所監査指摘事項調書（別添 6）
- 7 法人に関する調書
- 8 その他市長が必要と認める書類（※別紙）

(宛先) 瑞穂市長

申請者 所在地
名 称
代表者氏名

瑞穂市公私連携保育法人の指定申請に係る誓約書

を運営する公私連携保育法人の指定申請を行うに当たり、提出した書類の内容については事実に相違ありません。

また、児童福祉法第35条第5項各号に定める基準に適合し、かつ、申請資格を欠く事項として、瑞穂市公私連携保育法人（ ）募集要項中に掲げるもののいずれにも該当しておりません。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の瑞穂市公私連携保育法人の指定に関する要綱の規定に基づいて提出されている申請書等は、この告示による改正後の瑞穂市公私連携保育法人の指定に関する要綱の規定に基づいて提出されたものとみなす。

瑞穂市公私連携保育法人の指定に関する要綱（平成29年瑞穂市告示第70号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（<u>瑞穂市公私連携保育法人選考等委員会</u>の設置）</p> <p>第7条 第3条第3項のプレゼンテーション審査その他公私連携保育法人に関する事務を処理するため、<u>瑞穂市公私連携保育法人選考等委員会</u>（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 略</p> <p>（庶務）</p> <p>第12条 委員会の庶務は、教育委員会事務局<u>幼児教育課</u>において処理する。</p>	<p>（<u> </u>公私連携保育法人選考等委員会）の設置）</p> <p>第7条 第3条第3項のプレゼンテーション審査その他公私連携保育法人に関する事務を処理するため、<u> </u>公私連携保育法人選考等委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 略</p> <p>（庶務）</p> <p>第12条 委員会の庶務は、教育委員会事務局<u>幼児支援課</u>において処理する。</p>

改正後（案）

様式第1号（第3条関係）

瑞穂市公私連携保育法人指定申請書

年 月 日

（宛先）瑞穂市長

申請者 所在地
名 称
代表者氏名

を運営する公私連携保育法人として指定を受けたい
ので、児童福祉法第56条の8第1項の規定により、下記のとおり必要書類を添付し
申請します。

記

- 1 公私連携型保育所等職員計画書（別添1）
- 2 保育所職員体制調書（別添2）
- 3 所長予定者の経歴書（別添3）
- 4 公私連携型保育所等保育計画書（別添4）
- 5 瑞穂市公私連携保育法人の指定申請に係る誓約書（別添5）
- 6 保育所監査指摘事項調書（別添6）
- 7 法人に関する調書
- 8 その他市長が必要と認める書類（※別紙）

現 行

様式第1号（第3条関係）

瑞穂市公私連携保育法人指定申請書

年 月 日

（宛先）瑞穂市長

申請者 所在地
名 称
代表者氏名

を運営する公私連携保育法人として指定を受けたい
ので、児童福祉法第56条の8第1項の規定により、下記のとおり必要書類を添付し
申請します。

記

- 1 公私連携型保育所等職員計画書（別添1）
- 2 保育所職員体制調書（別添2）
- 3 所長予定者の経歴書（別添3）
- 4 公私連携型保育所等保育計画書（別添4）
- 5 _____ 公私連携保育法人の指定申請に係る誓約書（別添5）
- 6 保育所監査指摘事項調書（別添6）
- 7 法人に関する調書
- 8 その他市長が必要と認める書類（※別紙）

改正後（案）

別添5

年 月 日

（宛先）瑞穂市長

申請者 所在地
名 称
代表者氏名 _____

瑞穂市公私連携保育法人の指定申請に係る誓約書

を運営する公私連携保育法人の指定申請を行う
に当たり、提出した書類の内容については事実と相違ありません。

また、児童福祉法第35条第5項各号に定める基準に適合し、かつ、申請資格
を欠く事項として、瑞穂市公私連携保育法人（ ）募集要項中
に掲げるもののいずれにも該当していません。

現 行

別添5

年 月 日

（宛先）瑞穂市長

申請者 所在地
名 称
代表者氏名 _____
印

公私連携保育法人の指定申請に係る誓約書

を運営する公私連携保育法人の指定申請を行う
に当たり、提出した書類の内容については事実と相違ありません。

また、児童福祉法第35条第5項各号に定める基準に適合し、かつ、申請資格
を欠く事項として、瑞穂市公私連携保育法人（ ）募集要項中
に掲げるもののいずれにも該当していません。

議案 45号

瑞穂市就学援助事業実施要綱の一部を改正する告示について

瑞穂市就学援助事業実施要綱の一部を改正する告示案を、別紙のとおり提出する。

令和3年10月29日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

提案理由

「特別支援教育就学奨励費負担金及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱」(昭和62年5月22日文部大臣裁定)の一部が改正されたことに伴い、瑞穂市就学援助事業実施要綱を整備する必要があるため改正をするもの。

瑞穂市教育委員会告示第●号

瑞穂市就学援助事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年●●月●●日

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

瑞穂市就学援助事業実施要綱の一部を改正する告示

瑞穂市就学援助事業実施要綱（平成18年瑞穂市教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第3号中「前各号」を「前2号」に改める。

第4条第2項中「3項、5項及び6項」を「3の項、5の項及び6の項」に改める。

第6条第2項及び第3項中「あたり」を「当たり」に改める。

第7条ただし書中「取消した」を「取り消した」に改める。

第8条第1項中「に掲げる項目について」を「の1の項から4の項までに掲げる項目については」に改め、同条第2項中「前項の規定に関わらず」を「市長は」に、「5項」を「5の項」に、「6項」を「同表6の項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 市長は、別表第1の7の項及び8の項に掲げる項目については、受給者に直接支給するものとする。

第9条中「届出なければ」を「届け出なければ」に改める。

第10条中「を取消し」を「を取り消し」に改め、同条第2号中「、その他」を「その他」に改め、同条第4号中「前各号」を「前3号」に改める。

別表第1の1の項中「購入費」の次に「、アルバム代及び生徒会費」を加え、同表2の項中「校外活動に参加するため直接必要な交通費及び見学料（学年を通じて1回に限る。）」を「校外活動（学年を通じて1回に限る。）に参加するため直接必要な交通費、宿泊費、見学料及び均一に負担すべきこととなるその他の経費」に改め、同表に次のように加える。

7	新入学児童生徒学用品費等	新たに入学する児童生徒が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費
8	オンライン学習通信費	ICTを通じた教育が、校長若しくは教育委員会が正規の教材として指定するもの又は正規の授業で使用する教材と同等と認められるものにより提供される場合のオンライン学習に必要な通

		<p>信費（モバイルルーター等の通信機器の購入又はレンタルに係る費用を含む。）。ただし、申請者に対して学年を通じて1回に限る。</p>
--	--	---

様式第1号を次のように改める。

年度 就学援助申請書兼同意書

瑞穂市教育委員会 様

年 月 日 (新規 ・ 継続)

次のとおり就学援助の申請をします。
 なお、申請者及び世帯員は、瑞穂市教育委員会が就学援助の決定をするに当たり、課税資料及び審査のため必要となる資料を同市役所関係各課に求めることについて同意します。

保護申請者	住所 〒 (TEL. - -)		申請理由 ※援助を受けたい理由を記入してください。					
	ふりがな							
	氏名							
世帯構成	対象児童生徒	氏名	性別	続柄	生年月日	学年・年齢	職業(勤務先)・学校名	収入/月
		ふりがな			・ ・	年生	瑞穂市立 小学校	/
		ふりがな			・ ・	年生	瑞穂市立 小学校	/
	ふりがな			・ ・	年生	瑞穂市立 小学校	/	
	その他の家族	本人(申請者)			・ ・	歳		万円
					・ ・	歳		万円
					・ ・	歳		万円
					・ ・	歳		万円
住宅状況		自宅 ・ 借家(家賃 円/月)						

収入 一ヶ月の平均収入額(円) ※給与・児童手当・遺族年金・養育費等

支出 一ヶ月の平均支出額(円) ※住居費・食費・保険料・光熱水費・電話代等

資産状況 自宅以外の土地(有・無) 預貯金(有・無) 自家用車(有・無)

生命保険等(有・無) 個人年金(有・無) 学資保険(有・無) 有価証券等(有・無)

負債状況 有・無 負債の内容() 借入額(円)

申請者の親族 (両親・兄弟姉妹)	続柄	氏名	生年月日	職業	住所
			・ ・		
			・ ・		
			・ ・		

特記事項

家庭でのオンライン学習環境 あり(学校ルーター含む) なし

上記が「あり(学校ルーターを含む。)」の場合、オンライン学習通信費の加算があります。下記に振込先をご記入ください。

第8条第1項、第3項に規定する直接支払振込先(新入学生用品費・オンライン学習通信費振込先)	銀行・金庫 農協・組合		支店・出張所 本店	
	預金種目	口座番号	ゆうちょ銀行	
	普通		記号	番号
	口座 名義人	フリガナ		

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

瑞穂市就学援助事業実施要綱（平成18年瑞穂市教育委員会告示第2号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○瑞穂市就学援助事業実施要綱</p> <p>略</p> <p>（対象者）</p> <p>第3条 就学援助を受けることができる者は、児童生徒の保護者で、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者とする。</p> <p>略</p> <p>3 前2項の規定によるもののほか、次の各号のいずれかに該当する児童生徒の保護者は、就学援助を受けることができる。</p> <p>(1) 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者</p> <p>ア 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免</p> <p>イ 地方税法第72条の62に基づく個人の事業税の減免</p> <p>ウ 地方税法第367条に基づく固定資産税の減免</p> <p>(2) 前号以外の者で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者</p> <p>イ PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者</p> <p>(3) <u>前2号</u>に定めるもののほか、教育委員会が特に就学援助の必要を</p>	<p>○瑞穂市就学援助事業実施要綱</p> <p>略</p> <p>（対象者）</p> <p>第3条 就学援助を受けることができる者は、児童生徒の保護者で、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者とする。</p> <p>略</p> <p>3 前2項の規定によるもののほか、次の各号のいずれかに該当する児童生徒の保護者は、就学援助を受けることができる。</p> <p>(1) 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者</p> <p>ア 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免</p> <p>イ 地方税法第72条の62に基づく個人の事業税の減免</p> <p>ウ 地方税法第367条に基づく固定資産税の減免</p> <p>(2) 前号以外の者で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者</p> <p>イ PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者</p> <p>(3) <u>前各号</u>に定めるもののほか、教育委員会が特に就学援助の必要を</p>

認める者

(就学援助の項目等)

第4条 就学援助の項目は、別表第1のとおりとする。ただし、他の市町村から就学援助を受けている場合は、重複する項目を除くものとする。

2 生活保護法第13条に規定する教育扶助（以下「教育扶助」という。）を受けている保護者については、別表第1の3の項、5の項及び6の項に限り援助を行うものとする。

3 就学援助の額は、別表第1の項目ごとに規定する対象経費の範囲内で、市長が別に定める。

略

(就学援助の決定)

第6条 教育委員会は、前条の提出があった場合において内容を審査した結果、就学援助の可否を決定し、速やかに就学援助決定通知書（様式第2号）により保護者に通知するものとする。

2 教育委員会は、前項の審査を行うに当たり必要があると認めるときは、保護者に対し、必要な書類の提出を求めることができる。

3 教育委員会は、第1項の審査を行うに当たり必要があると認めるときは、校長、民生委員又は福祉事務所に意見を求めることができる。

(就学援助の期間)

第7条 前条の規定により決定の通知を受けた者（以下「受給者」とい

認める者

(就学援助の項目等)

第4条 就学援助の項目は、別表第1のとおりとする。ただし、他の市町村から就学援助を受けている場合は、重複する項目を除くものとする。

2 生活保護法第13条に規定する教育扶助（以下「教育扶助」という。）を受けている保護者については、別表第1の3項、5項及び6項に限り援助を行うものとする。

3 就学援助の額は、別表第1の項目ごとに規定する対象経費の範囲内で、市長が別に定める。

略

(就学援助の決定)

第6条 教育委員会は、前条の提出があった場合において内容を審査した結果、就学援助の可否を決定し、速やかに就学援助決定通知書（様式第2号）により保護者に通知するものとする。

2 教育委員会は、前項の審査を行うにあたり必要があると認めるときは、保護者に対し、必要な書類の提出を求めることができる。

3 教育委員会は、第1項の審査を行うにあたり必要があると認めるときは、校長、民生委員又は福祉事務所に意見を求めることができる。

(就学援助の期間)

第7条 前条の規定により決定の通知を受けた者（以下「受給者」とい

う。)が就学援助を受けることができる期間は、別表第2の区分ごとに規定する開始日から当該年度の末日までとする。ただし、就学援助の期間の途中で就学援助を取り消した場合は、取り消した日が属する月の末日までとする。

(就学援助の支給等)

第8条 市長は、別表第1の1の項から4の項までに掲げる項目については、学期ごとに校長へ支給するものとする。ただし、他の市町村立又は組合立の小中学校に就学する場合には、受給者に直接支給するものとする。

2 市長は、別表第1の5の項に掲げる就学援助は独立行政法人日本スポーツ振興センターに、同表6の項に掲げる就学援助は医療機関に、それぞれ直接支払うものとする。

3 市長は、別表第1の7の項及び8の項に掲げる項目については、受給者に直接支給するものとする。

(届出事項)

第9条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに教育委員会に当該事項を届出なければならない。

- (1) 第3条各項の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 就学援助を必要としなくなったとき。
- (3) 前年度の所得に関し、修正申告を行ったとき。

(就学援助の取消し及び返還)

う。)が就学援助を受けることができる期間は、別表第2の区分ごとに規定する開始日から当該年度の末日までとする。ただし、就学援助の期間の途中で就学援助を取り消した場合は、取消した日が属する月の末日までとする。

(就学援助の支給等)

第8条 市長は、別表第1に掲げる項目について、学期ごとに校長へ支給するものとする。ただし、他の市町村立又は組合立の小中学校に就学する場合には、受給者に直接支給するものとする。

2 前項の規定に関わらず、別表第1の5項に掲げる就学援助は独立行政法人日本スポーツ振興センターに、6項に掲げる就学援助は医療機関に、それぞれ直接支払うものとする。

(届出事項)

第9条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに教育委員会に当該事項を届出なければならない。

- (1) 第3条各項の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 就学援助を必要としなくなったとき。
- (3) 前年度の所得に関し、修正申告を行ったとき。

(就学援助の取消し及び返還)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、就学援助の決定を取り消し、又は既に支給した就学援助の一部若しくは全部を返還させることができる。

- (1) 児童生徒が死亡したとき。
- (2) 偽りその他不正手段により就学援助を受けているとき。
- (3) 第3条各項の規定に該当しなくなったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、決定の取消しを必要と認められたとき。

略

別表第1（第4条関係）

項	就学援助の項目	対象経費
1	学用品費等	ア 学用品費 児童生徒が通常必要とする物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品（実験及び実習教材費を含む。）の購入費、 <u>アルバム代及び生徒会費</u> イ 宿泊を伴わない校外活動費 児童生徒が学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動のうち、宿泊を伴わないものに参加するために直接必要な交通費及び見学科
2	宿泊を伴う校外活動費	児童生徒が宿泊を伴う <u>校外活動</u> （学年を通じて1回に限る。）に参加するため直接必要な交

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、就学援助の決定を取消し、又は既に支給した就学援助の一部若しくは全部を返還させることができる。

- (1) 児童生徒が死亡したとき。
- (2) 偽り、その他不正手段により就学援助を受けているとき。
- (3) 第3条各項の規定に該当しなくなったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、決定の取消しを必要と認められたとき。

略

別表第1（第4条関係）

項	就学援助の項目	対象経費
1	学用品費等	ア 学用品費 児童生徒が通常必要とする物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品（実験及び実習教材費を含む。）の購入費 _____ イ 宿泊を伴わない校外活動費 児童生徒が学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動のうち、宿泊を伴わないものに参加するために直接必要な交通費及び見学科
2	宿泊を伴う校外活動費	児童生徒が宿泊を伴う <u>校外活動</u> に参加するため直接必要な交通費及び見学科（学年を通じ

		通費、宿泊費、見学料及び均一に負担すべきこととなるその他の経費			て1回に限る。)
3	修学旅行費	児童生徒が修学旅行（小学校又は中学校を通じてそれぞれ1回に限る。）に参加するため直接必要な交通費、宿泊費、見学料及び均一に負担すべきこととなるその他の経費	3	修学旅行費	児童生徒が修学旅行（小学校又は中学校を通じてそれぞれ1回に限る。）に参加するため直接必要な交通費、宿泊費、見学料及び均一に負担すべきこととなるその他の経費
4	学校給食費	児童生徒の学校給食に要する経費	4	学校給食費	児童生徒の学校給食に要する経費
5	共済掛金	児童生徒の独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付に係る共済掛金	5	共済掛金	児童生徒の独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付に係る共済掛金
6	医療費	学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に定める疾病の治療に要する経費。ただし、他の法律規則に定める扶助により当該医療費の助成を受ける場合を除く。	6	医療費	学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に定める疾病の治療に要する経費。ただし、他の法律規則に定める扶助により当該医療費の助成を受ける場合を除く。
7	新入学児童生徒学用品費等	新たに入学する児童生徒が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費			
8	オンライン学習通信費	I C Tを通じた教育が、校長若しくは教育委員会が正規の教材として指定するもの又は正規の授業で使用する教材と同等と認められるものにより提供される場合のオンライン学習に必要な通信費（モバイルルーター等の通信機器の購入又はレンタルに係る費用を含む。）。ただし、申請者に対して学年を通じて1回に限る。			

議案第 4 6 号

瑞穂市保育所入所指導委員会委員の委嘱について

瑞穂市保育所入所指導委員会委員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 1 5 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 1 1 号の規定により教育委員会の議決を求める。

令和 3 年 1 0 月 2 9 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

瑞穂市保育所入所指導委員会規則（平成 2 2 年瑞穂市教育委員会規則第 1 0 号）第 3 条第 1 項の規定により、瑞穂市保育所入所指導委員会委員を委嘱するもの。

瑞穂市保育所入所指導委員会委員

	氏名	任期	備考（委員構成区分）	
1	服部 友里	令和3年10月29日から 令和4年10月28日まで	岐阜県中央子ども相談センターの職員の代表	岐阜県中央子ども相談センター
2	篠田 貴子	令和3年10月29日から 令和4年10月28日まで	もとす広域連合療育医療施設幼児療育センター職員の代表	もとす広域連合療育医療施設幼児療育センター
3	中島 俊彦	令和3年10月29日から 令和4年10月28日まで	保育所嘱託医師の代表	もとす医師会
4	小川 直百美	令和3年10月29日から 令和4年10月28日まで	主任児童委員の代表	瑞穂市民生児童委員協議会
5	平塚 直樹	令和3年10月29日から 令和4年10月28日まで	瑞穂市福祉事務所長	瑞穂市福祉事務所長
6	加納 愛美	令和3年10月29日から 令和4年10月28日まで	保健師	瑞穂市役所健康福祉部子ども支援課
7	田中 充美	令和3年10月29日から 令和4年10月28日まで	保育所長の代表	別府保育所長
8	箕浦 智子	令和3年10月29日から 令和4年10月28日まで	幼稚園長	ほづみ幼稚園長
9	松尾 剛志	令和3年10月29日から 令和4年10月28日まで	識見を有する者	岐阜県理学療法士会

議案第47号

瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則について
瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則案を別紙のと
おり提出する。

令和3年10月29日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

提案理由

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第270号）の施行に伴い、瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の改正を行うもの。

瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年10月●●日

瑞穂市教育委員会教育長

瑞穂市教育委員会規則第●号

瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則

瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則（平成27年瑞穂市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表備考（6）中「幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学前子ども、特例保育を受ける小学校就学前子ども、家庭的保育事業等による保育を受ける小学校就学前子ども又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を受ける」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の規定は、令和3年10月1日から適用する。

瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則（平成27年瑞穂市教育委員会規則第4号）新旧対照表

改正後（案）				現行			
別表（第18条関係）				別表（第18条関係）			
各月初日の教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）		各月初日の教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）	
階層区分	定義	3歳未満児		階層区分	定義	3歳未満児	
		保育標準時間認定(H)	保育短時間認定(T)			保育標準時間認定(H)	保育短時間認定(T)
		円	円			円	円
1	被保護者等世帯	0	0	1	被保護者等世帯	0	0
2	市町村民税非課税世帯 （要支援者等）	0	0	2	市町村民税非課税世帯 （要支援者等）	0	0
	市町村民税非課税世帯	0	0		市町村民税非課税世帯	0	0
3	市町村民税所得割合算額 48,600円未満（要支援者等）	5,600	3,600	3	市町村民税所得割合算額 48,600円未満（要支援者等）	5,600	3,600
	市町村民税所得割合算額 48,600円未満	11,800	9,800		市町村民税所得割合算額 48,600円未満	11,800	9,800
4	市町村民税所得割合算額 77,101円未満（要支援者等）	5,600	3,600	4	市町村民税所得割合算額 77,101円未満（要支援者等）	5,600	3,600
	市町村民税所得割合算額 97,000円未満	17,000	15,000		市町村民税所得割合算額 97,000円未満	17,000	15,000

5	市町村民税所得割合算額 169,000円未満	28,700	26,700
6	市町村民税所得割合算額 301,000円未満	41,600	39,600
7	市町村民税所得割合算額 397,000円未満	46,000	44,000
8	市町村民税所得割合算額 397,000円以上	54,000	52,000

備考

(1) この表の3歳未満児とは、児童福祉法第24条第1項の規定による保育を利用した日の属する年度の初日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満児とみなす。

(2) 被保護者等世帯とは、次に掲げる者が属する世帯をいう。

ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者である教育・保育給付認定保護者

イ 児童福祉法第6条の4に規定する里親である教育・保育給付認定保護者

ウ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給者である教育・保育給付認定保護者

(3) 市町村民税非課税世帯は、教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあった

5	市町村民税所得割合算額 169,000円未満	28,700	26,700
6	市町村民税所得割合算額 301,000円未満	41,600	39,600
7	市町村民税所得割合算額 397,000円未満	46,000	44,000
8	市町村民税所得割合算額 397,000円以上	54,000	52,000

備考

(1) この表の3歳未満児とは、児童福祉法第24条第1項の規定による保育を利用した日の属する年度の初日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満児とみなす。

(2) 被保護者等世帯とは、次に掲げる者が属する世帯をいう。

ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者である教育・保育給付認定保護者

イ 児童福祉法第6条の4に規定する里親である教育・保育給付認定保護者

ウ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給者である教育・保育給付認定保護者

(3) 市町村民税非課税世帯は、教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあった

月の属する年度（特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合
にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に
よる市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）
を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を
免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法
の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該教育・
保育給付認定保護者の属する世帯をいう。

(4) 市町村民税所得割合算額は、教育・保育給付認定保護者及び当該教
育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定教育・
保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が4月から8
月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民
税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第292条
第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割
を除く。以下同じ。）の額を（地方税法第314条の7、第314条の8及び
第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の
4の2第6項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則
第7条の3第2項並びに附則第45条の規定による控除をされるべき金額
があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。）合算した額
をいう。

(5) 要支援者等とは、次に掲げる世帯をいう。

ア 「母子世帯等」・・・母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条及び
第31条の7に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているも
のの世帯

月の属する年度（特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合
にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に
よる市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）
を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を
免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法
の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該教育・
保育給付認定保護者の属する世帯をいう。

(4) 市町村民税所得割合算額は、教育・保育給付認定保護者及び当該教
育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定教育・
保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が4月から8
月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民
税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第292条
第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割
を除く。以下同じ。）の額を（地方税法第314条の7、第314条の8及び
第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の
4の2第6項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則
第7条の3第2項並びに附則第45条の規定による控除をされるべき金額
があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。）合算した額
をいう。

(5) 要支援者等とは、次に掲げる世帯をいう。

ア 「母子世帯等」・・・母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条及び
第31条の7に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているも
のの世帯

イ 「在宅障害児（者）のいる世帯」・・・次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。

(ア) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

(イ) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者

(ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

(エ) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

ウ 「その他の世帯」・・・保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

(6) 同一世帯において、

_____小学交就学前子どもが2人

以上いる場合の利用者負担額は、この表を適用する児童が第1子の場合はこの表に定める金額、第2子の場合はこの表に定める金額の2分の1の金額（10円未満の端数は切り捨てる。）、第3子以降の場合は無料とする。

イ 「在宅障害児（者）のいる世帯」・・・次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。

(ア) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

(イ) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者

(ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

(エ) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

ウ 「その他の世帯」・・・保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

(6) 同一世帯において、幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、情緒

障害児短期治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在

籍する小学校就学前子ども、特例保育を受ける小学校就学前子ども、家

庭的保育事業等による保育を受ける小学校就学前子ども又は児童発達

支援若しくは医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子どもが2人

以上いる場合の利用者負担額は、この表を適用する児童が第1子の場合はこの表に定める金額、第2子の場合はこの表に定める金額の2分の1の金額（10円未満の端数は切り捨てる。）、第3子以降の場合は無料とする。

(7) (6)の規定にかかわらず、市町村民税所得割合算額が97,000円未満の世帯において、教育・保育給付認定保護者が現に扶養している児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者とする。）が3人以上いる場合の利用者負担額は、この表を適用する児童が第3子以降の場合は無料とする。

(8) (6)及び(7)の規定にかかわらず、市町村民税所得割合算額が57,700円未満の世帯（要支援者等を除く。）において、生計を一にする負担額算定基準者（支給認定保護者に監護される者、支給認定保護者に監護されていた者及び支給認定保護者又はその配偶者の直系卑属（支給認定保護者に監護される者及び支給認定保護者に監護されていた者を除く。）をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合の利用者負担額は、この表を適用する児童が第1子の場合はこの表に定める金額、第2子の場合はこの表に定める金額の2分の1の金額（10円未満の端数は切り捨てる。）、第3子以降の場合は無料とする。

(9) (6)、(7)及び(8)の規定にかかわらず、市町村民税非課税世帯若しくは市町村民税均等割額のみが課税されている世帯又は市町村民税所得割合算額が77,101円未満の要支援者等において、生計を一にする負担額算定基準者の利用者負担額は、この表を適用する児童が第1子の場合はこの表に定める金額、第2子以降の場合は無料とする。

(7) (6)の規定にかかわらず、市町村民税所得割合算額が97,000円未満の世帯において、教育・保育給付認定保護者が現に扶養している児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者とする。）が3人以上いる場合の利用者負担額は、この表を適用する児童が第3子以降の場合は無料とする。

(8) (6)及び(7)の規定にかかわらず、市町村民税所得割合算額が57,700円未満の世帯（要支援者等を除く。）において、生計を一にする負担額算定基準者（支給認定保護者に監護される者、支給認定保護者に監護されていた者及び支給認定保護者又はその配偶者の直系卑属（支給認定保護者に監護される者及び支給認定保護者に監護されていた者を除く。）をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合の利用者負担額は、この表を適用する児童が第1子の場合はこの表に定める金額、第2子の場合はこの表に定める金額の2分の1の金額（10円未満の端数は切り捨てる。）、第3子以降の場合は無料とする。

(9) (6)、(7)及び(8)の規定にかかわらず、市町村民税非課税世帯若しくは市町村民税均等割額のみが課税されている世帯又は市町村民税所得割合算額が77,101円未満の要支援者等において、生計を一にする負担額算定基準者の利用者負担額は、この表を適用する児童が第1子の場合はこの表に定める金額、第2子以降の場合は無料とする。

議案第48号

瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則
について

瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則案を
別紙のとおり提出する。

令和3年10月29日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

提案理由

地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて（令和2
年7月7日付け総行行第169号・総行経第35号総務省自治行政局長通知）
を踏まえ、届出書等様式の押印の廃止及び申請書等様式及び状況証明書の様式
変更をするため、瑞穂市教育委員会規則の改正を行うもの。

瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年●月●日

瑞穂市教育委員会教育長

瑞穂市教育委員会規則第●号

瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則
瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則（平成22年瑞穂市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第2号及び様式第3号の2を次のように改める。

年度瑞穂市放課後児童クラブ

利用申込兼延長保育利用申込書



受付番号	
世帯番号	

瑞穂市教育委員会教育長 宛

次のとおり瑞穂市放課後児童クラブを利用させていただき申し込みます。なお、利用申込書記載内容の確認のため必要となる資料（住民基本台帳情報）及び保育料の算定のため必要となる利用児童の世帯員の課税資料（市町村民税課税情報）を閲覧されることについて承諾します。

● 申請者

住所 〒	申込日 年 月 日
保護者氏名	電話番号（自宅） () -
	携帯電話（父・母・祖父・祖母） () -
	携帯電話（父・母・祖父・祖母） () -

● 利用児童について（新規・更新）※

中にクラブを1度でも利用されたかたは「更新」に、それ以外は「新規」に「○」をつけて下さい。

フリガナ	性別	児童の生年月日	通学する小学校
児童氏名	男・女	年 月 日生	小学校 年生 (年4月1日時点)

● 利用期間及び延長利用について（該当する欄に○×を記入）

利用区分	年 月 から利用	延長利用 (平日利用のみ)	() 午前延長【午前7時30分～8時30分】 () 午後延長【午後6時00分～7時00分】
土曜利用 (平日利用のみ)	利用	午前延長	午後延長

● 長期休業期間について（該当する欄に○×を記入）

期間	利用	午前延長	午後延長	期間	利用	午前延長	午後延長
学年始休業期間 4月 日～4月 日				冬季休業期間 12月 日～1月 日			
夏季休業期間 7月 日～8月 日				学年末休業期間 3月 日～3月 日			

● 利用児童の家庭の状況（ 年4月1日時点）

※母子若しくは父子世帯のかた、生活保護を受けているかたは、その旨を備考欄に記入してください。

氏名	利用児童との続柄	生年月日	性別	勤務先 (就学先)	学年	備考
		年 月 日	男・女			
		年 月 日	男・女			
		年 月 日	男・女			
		年 月 日	男・女			
		年 月 日	男・女			
		年 月 日	男・女			

利用児童の様子 (記入内容は利用の優先 順位に影響しません)	アレルギーの有無	無・有 → アレルゲン【 (有の場合 → エピペンの処方 無・有) 】	身体障がい者手帳の有無	無・有
	発達障がいや自閉症など	無・有・疑い【 】	療育手帳の有無	無・有
	在籍（予定）クラス (該当するものに○を)	通常学級 ・ 特別支援学級 ・ 通常学級に在籍し、通級指導教室への通室		

その他（放課後児童クラブで生活する上で配慮が必要な事項等がありましたら記入ください）

■この証明書は、放課後児童クラブの利用を希望する(利用している)児童の保護者等の、就労等保育の必要な状況を把握するための書類です。放課後児童クラブの利用承諾のほか、延長保育等を実施する際の資料となりますので、正確にご記入ください。

■内容に虚偽があった場合は、放課後児童クラブの利用決定を取り消す場合がございます。また、証明書を偽造、変造(無断作成、改変)した場合は、発行元の押印がない場合であっても「有印私文書偽造罪」「有印私文書変造罪」「私電磁的記録不正作出罪」の構成要件に該当すると認められる場合には、各罪が成立しますのでご注意ください。内容について、市から問い合わせる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

■証明者は、就労を証明できるかたであれば必ずしも雇用主でなくても結構です。(例: 営業所長、店長、人事課長、所属長等)

■農業の場合は農業中心者、内職の場合は委託業者の証明を受けてください。

証明日 年 月 日

事業所名

代表者名

所在地

電話番号 () -

記入者職・氏名

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

No.	項目	記入欄	
就労者に関する事項			
1	ふりがな		
	就労者氏名		
就労状態等に関する事項			
2	雇用(予定)期間	無期・有期 年 月 日 ~ 年 月 日	有期の場合 更新予定
3	勤務先事業所名	上記事業所と同じ	
4	勤務先住所	上記以外(居宅外)	
5	勤務先電話番号	自宅 () -	※上記以外の場合のみ記載(ゴム印可)
6	雇用の形態	正社員 パート・アルバイト 非常勤・臨時職員 派遣社員 会社役員 自営業(中心者) 自営業(協力者) 農業協力者 その他()	
7	職種	(仕事の内容) 事務、営業、製造など	
8	就労時間 固定就労の場合	就労日に○ 月 火 水 木 金 土 日 祝祭日	合計時間/月 時間 分
		平日① 時 分 ~ 時 分	月 日
		平日② 時 分 ~ 時 分	月 日
		平日③ 時 分 ~ 時 分	月 日
9	土曜勤務	有・無	時 分 ~ 時 分
10	産前・産後休業の取得	取得予定・取得中	年 月 日 ~ 年 月 日
11	育児休業の取得 (予定期間)	取得予定・取得中	年 月 日 ~ 年 月 日
		短縮可能時期	年 月 日 延長可能時期 年 月 日
12	復職(予定)年月日	年 月 日	
その他			
13	備考欄	上記契約以外の勤務(残業)	有・無 有の場合 最長 時 分 まで
		休日	定休(月・火・水・木・金・土・日・祝祭日) 不定休 不定休の場合 週間・月間・年間 日
		育児短時間勤務制度	有・無 有の場合 利用する・利用しない・未定 利用する場合の勤務時間 時 分 ~ 時 分
		その他	

※この書類は瑞穂市ホームページからもダウンロードできます。

【問合せ先】瑞穂市教育委員会事務局幼児教育課 TEL(058)327-2147

保護者記入欄

■保育を必要とする理由が就労以外のかたは、裏面にご記入ください。

提出日 年 月 日

通勤手段	電車・バス・車・自転車・徒歩・その他()	通勤時間(片道)	時間 分
保護者氏名	児童との続柄	父・母・祖父・祖母・その他()	
児童名	学年	生年月日	年 月 日
児童名	学年	生年月日	年 月 日
児童名	学年	生年月日	年 月 日

■就労等の状況に変更があった場合は、速やかに利用する放課後児童クラブ又は市役所窓口までご連絡ください。

■自営業・農業の中心者のかたは、確定申告書の写し又は個人事業の開業届出書等、事業を実施していることが証明できる書類の写しを添付してください。

事業所記入欄

(裏)

就労以外の理由の場合

保育を必要とする理由	状況記入欄	添付書類
障がい	(当てはまるものに○を付け、等級を記入) 障害者手帳 身体・療育・精神 ____級 障害年金 ____級 要介護 ____ 特定疾患 自立支援医療 その他 ()	診断書 (下記に証明又は別紙)
疾病	診断書のとおり	
介護・看護	介護・看護を受ける人 氏名 _____ 子どもとの続柄 () 身体・療育・精神 ____級 要介護 ____ 病院等への付添い 週 ____ 日	
災害復旧	年 ____ 月 ____ 日 罹災	罹災証明書
就学	学校名 _____ 通学時間 (片道) _____ 分	在学証明書、授業のカリキュラムの写し
	入学(予定)日 _____ 年 ____ 月 ____ 日 修了(予定)日 _____ 年 ____ 月 ____ 日	
その他		状況の分かる書類

診 断 書			
患者氏名		生年月日	年 ____ 月 ____ 日
住 所			
病 名			
加療見込期間	年 ____ 月 ____ 日 ~ 年 ____ 月 ____ 日		
加療の方法	<input type="checkbox"/> 入院 (入院期間: _____ 年 ____ 月 ____ 日 ~ _____ 年 ____ 月 ____ 日) <input type="checkbox"/> 通院 (_____ 回/週・月) <input type="checkbox"/> 往診 (_____ 回/週・月) <input type="checkbox"/> 自宅療養		
傷病の程度	<input type="checkbox"/> 絶対安静 <input type="checkbox"/> 常時看護人必要 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	児童の保育にあたること	不可能 ・ ある程度可能 ・ 可能	
上記のとおり診断します。 _____ 年 ____ 月 ____ 日			
医療機関名 _____ 住 所 _____ 医師氏名 _____			

保護者記入欄

■保育を必要とする理由が就労のかたは、表面にご記入ください。

		提出日	年 ____ 月 ____ 日
保護者氏名	児童との続柄	父・母・祖父・祖母・その他 ()	
児童名	学年	生年月日	年 ____ 月 ____ 日
児童名	学年	生年月日	年 ____ 月 ____ 日
児童名	学年	生年月日	年 ____ 月 ____ 日

■この証明書は、放課後児童クラブの利用を希望する(利用している)児童の保護者等の、就労等保育の必要な状況を把握するための書類です。放課後児童クラブの利用承諾のほか、延長保育等を実施する際の資料となりますので、正確にご記入ください。また、証明内容に変更があった場合は、必ず利用する放課後児童クラブ又は市役所窓口までご連絡ください。

■内容に虚偽があった場合は、保育施設の利用決定を取り消す場合がございます。また、証明書を偽造、変造(無断作成、改変)した場合は、発行元の押印がない場合であっても「有印私文書偽造罪」「有印私文書変造罪」「私電磁的記録不正作出罪」の構成要件に該当すると認められる場合には、各罪が成立し得ますのでご注意ください。内容について、市から問い合わせる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

【問合せ先】瑞穂市教育委員会事務局幼児教育課 TEL(058)327-2147

様式第 5 号、様式第 7 号及び様式第 9 号中「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の様式第 1 号、様式第 2 号及び様式第 3 号の 2 の規定は、令和 4 年度における利用申込みから適用するものとし、令和 3 年度における利用申込みについては、なお従前の例による。

改正案

年度瑞穂市放課後児童クラブ
利用申込兼延長保育利用申込書

瑞穂市教育委員会教育長 宛

次のとおり瑞穂市放課後児童クラブを利用させたく申し込みます。なお、利用申込書記載内容の確認のため必要となる資料(住民基本台帳情報)及び保育料の算定のため必要となる利用児童の世帯員の課税資料(市町村民税課税情報)を閲覧されることについて承諾します。



受付印

受付番号
世帯番号

申請者 申込日 年 月 日
住所 〒.....
電話番号(自宅) () -
保護者氏名 携帯電話(父・母・祖父・祖母) () -
携帯電話(父・母・祖父・祖母) () -

● 利用児童について(新規・更新) ※ 中にクラブを1度でも利用されたかたは「更新」に、それ以外は「新規」に「○」をつけて下さい。

フリガナ 性別 児童の生年月日 通学する小学校
児童氏名 男・女 年 月 日生 小学校 年生
(年4月1日時点)

● 利用期間及び延長利用について(該当する欄に○×を記入)

利用区分 年 月 から利用
() 平日利用
() 長期休業期間のみ利用
延長利用 () 午前延長【午前7時30分～8時30分】
() 午後延長【午後6時00分～7時00分】
(平日利用のみ)
土曜利用(平日利用のみ) 利用 午前 午後

● 長期休業期間について(該当する欄に○×を記入)

期間 利用 午前延長 午後延長 期間 利用 午前延長 午後延長
学年始休業期間 4月 日～4月 日 冬季休業期間 12月 日～1月 日
夏季休業期間 7月 日～8月 日 学年末休業期間 3月 日～3月 日

● 利用児童の家庭の状況(年4月1日時点)

*母子若しくは父子世帯のかた、生活保護を受けているかたは、その旨を備考欄に記入してください。

利用児童の世帯員(利用児童を除く)
氏名 利用児童との続柄 生年月日 性別 勤務先(就学先) 学年 備考

アレルギーの有無 無・有 → アレルゲン【 】 身体障がい者手帳の有無 無・有
発達障がいや自閉症など 無・有・疑い【 】 療育手帳の有無 無・有
在籍(予定)クラス 通常学級 ・ 特別支援学級 ・ 通常学級に在籍し、通級指導教室への通室
(該当するものに○を)

その他(放課後児童クラブで生活する上で配慮が必要な事項等がありましたら記入ください)

現行

年度瑞穂市放課後児童クラブ
利用申込兼延長保育利用申込書

瑞穂市教育委員会 宛

次のとおり瑞穂市放課後児童クラブを利用させたく申し込みます。なお、利用申込書記載内容の確認のため必要となる資料(住民基本台帳情報)及び保育料の算定のため必要となる利用児童の世帯員の課税資料(市町村民税課税情報)を閲覧されることについて承諾します。



受付印

受付番号
世帯番号

申請者 申込日 年 月 日
住所 〒.....
電話番号(自宅) () -
保護者氏名 携帯電話(父・母・祖父・祖母) () -
携帯電話(父・母・祖父・祖母) () -

● 利用児童について(新規・更新) ※ 中にクラブを1度でも利用されたかたは「更新」に、それ以外は「新規」に「○」をつけて下さい。

フリガナ 性別 児童の生年月日 通学する小学校
児童氏名 男・女 年 月 日生 小学校 年生
(年4月1日時点)

● 利用期間及び延長利用について(該当する欄に○×を記入)

利用区分 年 月 から利用
() 平日利用
() 長期休業期間のみ利用
延長利用 () 午前延長【午前7時30分～8時30分】
() 午後延長【午後6時～7時】
(平日利用のみ)
土曜利用(平日利用のみ) 利用 午前 午後

● 長期休業期間について(該当する欄に○×を記入)

期間 利用 午前 午後 期間 利用 午前 午後
学年始休業期間 4月 日～4月 日 冬季休業期間 12月 日～1月 日
夏季休業期間 7月 日～8月 日 学年末休業期間 3月 日～3月 日

● 利用児童の家庭の状況(年4月1日時点)

*母子若しくは父子世帯のかた、生活保護を受けているかたは、その旨を備考欄に記入してください。

利用児童の世帯員(利用児童を除く)
氏名 利用児童との続柄 生年月日 性別 勤務先(就学先) 学年 備考

アレルギーの有無 無・有 → アレルゲン【 】 身体障がい者手帳の有無 無・有
発達障がいや自閉症など 無・有・疑い【 】 療育手帳の有無 無・有
在籍(予定)クラス 通常学級 ・ 特別支援学級 ・ 通常学級に在籍し、通級指導教室への通室
(該当するものに○を)

その他(放課後児童クラブで生活する上で配慮が必要な事項等がありましたら記入ください)

■この証明書は、放課後児童クラブの利用を希望する(利用している)児童の保護者等の、就労等保育の必要な状況を把握するための書類です。放課後児童クラブの利用承諾のほか、延長保育等を実施する際の資料となりますので、正確にご記入ください。

■内容に虚偽があった場合は、放課後児童クラブの利用決定を取り消す場合がございます。また、証明書を偽造、変造(無断作成、改変)した場合は、発行元の押印がない場合であっても「有印私文書偽造罪」「有印私文書変造罪」「私電磁的記録不正作出罪」の構成要件に該当すると認められる場合には、各罪が成立し得ますのでご注意ください。内容について、市から問い合わせる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

■証明者は、就労を証明できるかたであれば必ずしも雇用主でなくても結構です。(例:営業所長、店長、人事課長、所属長等)

■農業の場合は農業中心者、内職の場合は委託業者の証明を受けてください。

証明日 年 月 日

事業所名 _____

代表者名 _____

所在地 _____

電話番号 () - _____

記入者職・氏名 _____

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

No.	項目	記入欄	
就労者に関する事項			
1	ふりがな		
	就労者氏名		
就労状態等に関する事項			
2	雇用(予定)期間	無期・有期	有期の場合 更新予定 年 月 日 ~ 年 月 日 有・無・未定
3	勤務先事業所名	上記事業所と同じ	
4	勤務先住所	上記以外(居宅外) _____	
5	勤務先電話番号	自宅 () - _____ ※上記以外の場合のみ記載(ゴム印可)	
6	雇用の形態	正社員 パート・アルバイト 非常勤・臨時職員 派遣社員 会社役員 自営業(中心者) 自営業(協力者) 農業協力者 その他()	
7	職種	(仕事の内容) 事務、営業、製造など	
8	就労時間 固定就労の場合	就労日に○	月 火 水 木 金 土 日 祝祭日
		合計時間/月	時間 分
		平日①	時 分 ~ 時 分 月 日
		平日②	時 分 ~ 時 分 月 日
9	土曜勤務	有・無	時 分 ~ 時 分 月 日
10	産前・産後休業の取得	取得予定・取得中	年 月 日 ~ 年 月 日
11	育児休業の取得(予定期間)	取得予定・取得中	年 月 日 ~ 年 月 日
		短縮可能時期	年 月 日 延長可能時期 年 月 日
12	復職(予定)年月日	年 月 日	
その他			
13	備考欄	上記契約以外の勤務(残業)	有・無 有の場合 最長 時 分 まで ※保育時間の適否を確認します(利用調整には影響しません)
		休日	定休(月・火・水・木・金・土・日・祝祭日) 不定休 不定休の場合 週間・月間・年間 日
		育児短時間勤務制度	有・無 有の場合 利用する・利用しない・未定 利用する場合の勤務時間 時 分 ~ 時 分 ※保育時間の適否を確認します(利用調整には影響しません)
		その他	

※この書類は瑞穂市ホームページからもダウンロードできます。【問合せ先】瑞穂市教育委員会事務局幼児教育課 TEL(058)327-2147

保護者記入欄

■保育を必要とする理由が就労以外のかたは、裏面にご記入ください。

提出日 年 月 日

通勤手段	電車・バス・車・自転車・徒歩・その他()	通勤時間(片道)	時間 分
保護者氏名	児童との続柄	父・母・祖父・祖母・その他()	
児童名	学年	生年月日	年 月 日
児童名	学年	生年月日	年 月 日
児童名	学年	生年月日	年 月 日

■就労等の状況に変更があった場合は、速やかに利用する放課後児童クラブ又は市役所窓口までご連絡ください。

■自営業・農業の中心者のかたは、確定申告書の写し又は個人事業の開業届出書等、事業を実施していることが証明できる書類の写しを添付してください。

■この証明書は、放課後児童クラブの利用を希望する(利用している)児童の保護者等の、就労等保育の必要な状況を把握するための書類です。放課後児童クラブの利用承諾のほか、延長保育等を実施する際の資料となりますので、正確にご記入ください。

■証明印がない場合は無効です。訂正があった場合は必ず事業所の訂正印を押印してください。

■内容に虚偽があった場合は、放課後児童クラブの利用承諾を取り消す場合がございます。また、証明内容について、市から問い合わせる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

■証明者は、就労を証明できるかたであれば必ずしも雇用主でなくても結構です。(例:営業所長、店長、人事課長、所属長等)

■農業の場合は農業中心者、内職の場合は委託業者の証明を受けてください。

証明日 年 月 日

事業所名 _____

代表者名 _____

所在地 _____

電話番号 () - _____

記入者職・氏名 _____

証明印 

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

No.	項目	記入欄	
就労者に関する事項			
1	ふりがな		
	就労者氏名		
就労状態等に関する事項			
2	雇用(予定)期間	無期・有期	有期の場合 更新予定 年 月 日 ~ 年 月 日 有・無・未定
3	勤務先事業所名	上記事業所と同じ	
4	勤務先住所	上記以外(居宅外) _____	
5	勤務先電話番号	自宅 () - _____ ※上記以外の場合のみ記載(ゴム印可)	
6	雇用の形態	正社員 パート・アルバイト 非常勤・臨時職員 派遣社員 会社役員 自営業(中心者) 自営業(協力者) 農業協力者 その他()	
7	職種	(仕事の内容) 事務、営業、製造など	
8	就労時間 固定就労の場合	就労日に○	月 火 水 木 金 土 日 祝祭日
		合計時間/月	時間 分
		平日・土曜・日曜	時 分 ~ 時 分 月 日
		平日・土曜・日曜	時 分 ~ 時 分 月 日
9	変則就労の場合	平日・土曜・日曜	時 分 ~ 時 分 月 日
10	産前・産後休業の取得	取得予定・取得中・期間終了	年 月 日 ~ 年 月 日
11	育児休業の取得(予定期間)	取得予定・取得中・期間終了	年 月 日 ~ 年 月 日
		短縮可能時期	年 月 日 延長可能時期 年 月 日
12	復職(予定)年月日	年 月 日	
その他			
13	備考欄	上記契約以外の勤務(残業)	有・無 有の場合 最長 時 分 まで ※保育時間の適否を確認します(利用調整には影響しません)
		休日	定休(月・火・水・木・金・土・日・祝祭日) 不定休 不定休の場合 週間・月間・年間 日
		育児短時間勤務制度	有・無 有の場合 利用する・利用しない・未定 利用する場合の勤務時間 時 分 ~ 時 分 ※保育時間の適否を確認します(利用調整には影響しません)
		その他	

※この書類は瑞穂市ホームページからもダウンロードできます。【問合せ先】瑞穂市教育委員会事務局幼児教育課 TEL(058)327-2147

保護者記入欄

■保育を必要とする理由が就労以外のかたは、裏面にご記入ください。

提出日 年 月 日

通勤手段	電車・バス・車・自転車・徒歩・その他()	通勤時間(片道)	時間 分
保護者氏名	児童との続柄	父・母・祖父・祖母・その他()	
児童名	学年	生年月日	年 月 日
児童名	学年	生年月日	年 月 日
児童名	学年	生年月日	年 月 日

■就労等の状況に変更があった場合は、速やかに利用する放課後児童クラブ又は市役所窓口までご連絡ください。

■自営業・農業の中心者のかたは、確定申告書の写し又は個人事業の開業届出書等、事業を実施していることが証明できる書類の写しを添付してください。

(裏) 改正案

就労以外の理由の場合

保育を必要とする理由	状況記入欄	添付書類
障がい	(当てはまるものに○を付け、等級を記入) 障害者手帳 身体・療育・精神 ___級 障害年金 ___級 要介護___ 特定疾患 自立支援医療 其他 ()	診断書 (下記に証明又は別紙)
疾病	診断書のとおり	
介護・看護	介護・看護を受ける人 氏名 _____ 子どもの続柄 () 身体・療育・精神 ___級 要介護 ___ 病院等への付添い 週 ___ 日	
災害復旧	年 ___ 月 ___ 日 罹災	罹災証明書
就学	学校名 _____ 通学時間 (片道) _____ 分	在学証明書、授業のカリキュラムの写し
	入学(予定)日 _____ 年 ___ 月 ___ 日	
	修了(予定)日 _____ 年 ___ 月 ___ 日	
その他		状況の分かる書類

(裏) 現行

就労以外の理由の場合

保育を必要とする理由	状況記入欄	添付書類
障がい	(当てはまるものに○を付け、等級を記入) 障害者手帳 身体・療育・精神 ___級 障害年金 ___級 要介護___ 特定疾患 自立支援医療 其他 ()	診断書 (下記に証明又は別紙)
疾病	診断書のとおり	
介護・看護	介護・看護を受ける人 氏名 _____ 子どもの続柄 () 身体・療育・精神 ___級 要介護 ___ 病院等への付添い 週 ___ 日	
災害復旧	年 ___ 月 ___ 日 罹災	罹災証明書
就学	学校名 _____ 通学時間 (片道) _____ 分	在学証明書、授業のカリキュラムの写し
	入学(予定)日 _____ 年 ___ 月 ___ 日	
	修了(予定)日 _____ 年 ___ 月 ___ 日	
その他		状況の分かる書類

診 断 書			
患者氏名		生年月日	年 ___ 月 ___ 日
住 所			
病 名			
加療見込期間	年 ___ 月 ___ 日 ~ 年 ___ 月 ___ 日		
加療の方法	<input type="checkbox"/> 入院 (入院期間: 年 ___ 月 ___ 日 ~ 年 ___ 月 ___ 日) <input type="checkbox"/> 通院 (___ 回/週・月) <input type="checkbox"/> 往診 (___ 回/週・月) <input type="checkbox"/> 自宅療養		
傷病の程度	<input type="checkbox"/> 絶対安静 <input type="checkbox"/> 常時看護人必要 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	児童の保育にあたること	不可能 ・ ある程度可能 ・ 可能	
上記のとおり診断します。 年 ___ 月 ___ 日			
医療機関名 住 所 医師氏名			

診 断 書			
患者氏名		生年月日	年 ___ 月 ___ 日
住 所			
病 名			
加療見込期間	年 ___ 月 ___ 日 ~ 年 ___ 月 ___ 日		
加療の方法	<input type="checkbox"/> 入院 (入院期間: 年 ___ 月 ___ 日 ~ 年 ___ 月 ___ 日) <input type="checkbox"/> 通院 (___ 回/週・月) <input type="checkbox"/> 往診 (___ 回/週・月) <input type="checkbox"/> 自宅療養		
傷病の程度	<input type="checkbox"/> 絶対安静 <input type="checkbox"/> 常時看護人必要 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	児童の保育にあたること	不可能 ・ ある程度可能 ・ 可能	
上記のとおり診断します。 年 ___ 月 ___ 日			
医療機関名 住 所 医師氏名		㊟	

保護者記入欄			
■保育を必要とする理由が就労のかたは、表面にご記入ください。			
			提出日 年 ___ 月 ___ 日
保護者氏名	児童との続柄	父・母・祖父・祖母・その他 ()	
児童名	学年	生年月日	年 ___ 月 ___ 日
児童名	学年	生年月日	年 ___ 月 ___ 日
児童名	学年	生年月日	年 ___ 月 ___ 日

■この証明書は、放課後児童クラブの利用を希望する(利用している)児童の保護者等の、就労等保育の必要な状況を把握するための書類です。放課後児童クラブの利用承諾のほか、延長保育等を実施する際の資料となりますので、正確にご記入ください。また、証明内容に変更があった場合は、必ず利用する放課後児童クラブ又は市役所窓口までご連絡ください。
 ■内容に虚偽があった場合は、保育施設の利用決定を取り消す場合がございます。また、証明書を偽造、変造(無断作成、改変)した場合は、発行元の押印がない場合であっても「有印私文書偽造罪」「有印私文書変造罪」「私電磁的記録不正作出罪」の構成要件に該当すると認められる場合には、各罪が成立し得ますのでご注意ください。内容について、市から問い合わせる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

【問合せ先】瑞穂市教育委員会事務局幼児教育課 TEL(058)327-2147

保護者記入欄			
■保育を必要とする理由が就労のかたは、表面にご記入ください。			
			提出日 年 ___ 月 ___ 日
保護者氏名	児童との続柄	父・母・祖父・祖母・その他 ()	
児童名	学年	生年月日	年 ___ 月 ___ 日
児童名	学年	生年月日	年 ___ 月 ___ 日
児童名	学年	生年月日	年 ___ 月 ___ 日

■この証明書は、放課後児童クラブの利用を希望する(利用している)児童の保護者等の、就労等保育の必要な状況を把握するための書類です。放課後児童クラブの利用承諾のほか、延長保育等を実施する際の資料となりますので、正確にご記入ください。また、証明内容に変更があった場合は、必ず利用する放課後児童クラブ又は市役所窓口までご連絡ください。
 ■内容に虚偽があった場合は、利用承諾を取り消す場合がございます。証明内容について、市から問い合わせる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

【問合せ先】瑞穂市教育委員会事務局幼児教育課 TEL(058)327-2147

改正案

年度瑞穂市放課後児童クラブ
利用変更申込 兼 延長保育利用変更申込書



受付印

受付番号	
世帯番号	
エクセル	システム

瑞穂市教育委員会教育長 宛

次のとおり瑞穂市放課後児童クラブの利用を変更することを申し込みます。

● 申請者	申込日	年	月	日
住所 〒.....	緊急連絡先の電話番号 (父・母・祖父・祖母)			
保護者氏名				

● 利用児童について

フリガナ	性別	児童の生年月日	通学する小学校
児童氏名	男・女	年 月 日生	小学校 年生 (年4月1日時点)

● 変更内容について (該当する欄に○×を記入)

変更内容	年 月 から変更			延長利用 (平日利用のみ)	<input type="checkbox"/> 平日利用の申込み内容の変更 <input type="checkbox"/> 土曜日の申込み内容の変更 <input type="checkbox"/> 平日利用から長期休業期間のみ利用へ変更 <input type="checkbox"/> 長期休業期間のみ利用から平日利用へ変更 <input type="checkbox"/> 長期休業期間の申込み内容の変更	<input type="checkbox"/> 午前延長【午前7時30分～8時30分】 <input type="checkbox"/> 午後延長【午後6時00分～7時00分】 ※午前延長は学校振替休日のある月のみ保育料が加算されます。			
	土曜利用 (平日利用のみ)	利用	午前延長				午後延長		
学年始休業期間	4月 日～4月 日	利用	午前延長	午後延長	冬季休業期間	12月 日～1月 日	利用	午前延長	午後延長
夏季休業期間	7月 日～8月 日	利用	午前延長	午後延長	学年末休業期間	3月 日～3月 日	利用	午前延長	午後延長

● 備考欄

現行

年度瑞穂市放課後児童クラブ
利用変更申込 兼 延長保育利用変更申込書



受付印

受付番号	
世帯番号	
エクセル	システム

瑞穂市教育委員会 教育長 宛

次のとおり瑞穂市放課後児童クラブの利用を変更することを申し込みます。

● 申請者	申込日	年	月	日
住所 〒.....	緊急連絡先の電話番号 (父・母・祖父・祖母)			
保護者氏名				

● 利用児童について

フリガナ	性別	児童の生年月日	通学する小学校
児童氏名	男・女	年 月 日生	小学校 年生 (年4月1日時点)

● 変更内容について (該当する欄に○×を記入)

変更内容	年 月 から変更			延長利用 (平日利用のみ)	<input type="checkbox"/> 平日利用の申込み内容の変更 <input type="checkbox"/> 土曜日の申込み内容の変更 <input type="checkbox"/> 平日利用から長期休業期間のみ利用へ変更 <input type="checkbox"/> 長期休業期間のみ利用から平日利用へ変更 <input type="checkbox"/> 長期休業期間の申込み内容の変更	<input type="checkbox"/> 午前延長【午前7時30分～8時30分】 <input type="checkbox"/> 午後延長【午後6時～7時】 ※午前延長は学校振替休日のある月のみ保育料が加算されます。			
	土曜利用 (平日利用のみ)	利用	午前延長				午後延長		
学年始休業期間	4月 日～4月 日	利用	午前延長	午後延長	冬季休業期間	12月 日～1月 日	利用	午前延長	午後延長
夏季休業期間	7月 日～8月 日	利用	午前延長	午後延長	学年末休業期間	3月 日～3月 日	利用	午前延長	午後延長

● 備考欄

改正案

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

瑞穂市長 宛

保護者住所 _____

保護者氏名 _____

電話番号 _____

瑞穂市放課後児童クラブ保育料減免申請書

瑞穂市放課後児童クラブの保育料について、次のとおり減免を申請します。
 なお、この申請に関する要件を課税台帳等により確認されることを承諾します。

記

利用児童氏名 及び生年月日		年 月 日生 (小学校 年生)										
クラブ名												
減免申請額 及び理由	<input type="checkbox"/> 保育料の全額 生活保護法による保護を受けている世帯のため。 <input type="checkbox"/> 保育料の半額 当該年度（4月から6月までの間については、前年度）分の市民税が非課税世帯のため。 <input type="checkbox"/> その他 備考欄に具体的な理由を記入すること。											
保護者等の氏名 及び個人番号		<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>										
備考												

現行

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

瑞穂市長 宛

保護者住所 _____

保護者氏名 _____ ㊤

電話番号 _____

瑞穂市放課後児童クラブ保育料減免申請書

瑞穂市放課後児童クラブの保育料について、次のとおり減免を申請します。
 なお、この申請に関する要件を課税台帳等により確認されることを承諾します。

記

利用児童氏名 及び生年月日		年 月 日生 (小学校 年生)										
クラブ名												
減免申請額 及び理由	<input type="checkbox"/> 保育料の全額 生活保護法による保護を受けている世帯のため。 <input type="checkbox"/> 保育料の半額 当該年度（4月から6月までの間については、前年度）分の市民税が非課税世帯のため。 <input type="checkbox"/> その他 備考欄に具体的な理由を記入すること。											
保護者等の氏名 及び個人番号		<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>										
備考												

改正案

年 月 日

瑞穂市教育委員会 宛

保護者住所 _____

保護者氏名 _____

電話番号（ ） — _____

瑞穂市放課後児童クラブ利用中止兼延長保育利用中止届出書

次のとおり瑞穂市放課後児童クラブの利用を中止しますので、届け出ます。

記

利用児童氏名	(小学校 年生)
生年月日	年 月 日生
クラブ名	小校区放課後児童クラブ
利用中止日 ・ 利用中止期間	() 平日利用 年 月 日以降中止 () 長期休業期間 学年始・夏期・冬期・学年末 以降全て中止
利用中止理由	
備考	

現行

年 月 日

瑞穂市教育委員会 宛

保護者住所 _____

保護者氏名 _____ ㊤

電話番号（ ） — _____

瑞穂市放課後児童クラブ利用中止兼延長保育利用中止届出書

次のとおり瑞穂市放課後児童クラブの利用を中止しますので、届け出ます。

記

利用児童氏名	(小学校 年生)
生年月日	年 月 日生
クラブ名	小校区放課後児童クラブ
利用中止日 ・ 利用中止期間	() 平日利用 年 月 日以降中止 () 長期休業期間 学年始・夏期・冬期・学年末 以降全て中止
利用中止理由	
備考	

改正案

様式第9号（第12条関係）

年 月 日

瑞穂市教育委員会 宛

保護者住所 _____
 保護者氏名 _____
 電話番号 _____

瑞穂市放課後児童クラブ利用変更届出書

下記のとおり、児童若しくは家族の状況又は利用を希望する期間に変更がありますので届け出ます。

記

利用児童氏名 及び生年月日		年 月 日生 (小学校 年生)
クラブ名		
<input type="checkbox"/> 勤務先等の変更	* 状況証明書を添付して下さい。	
<input type="checkbox"/> 住所変更 <input type="checkbox"/> 氏名変更	(変更前)	
	(変更後)	
<input type="checkbox"/> 保育料減免の 変更理由		
<input type="checkbox"/> 利用期間の追加 (追加する期間に○)	土曜日 学年始休業日 夏季休業日 冬季休業日 学年末休業日	
その他		

<input type="checkbox"/>	フリガナ 氏名 (申込児童を除く。)	利用児童 との続柄	生年月日	職業 (学生は学年)	勤務先・住所・電話番号	備考

現行

様式第9号（第12条関係）

年 月 日

瑞穂市教育委員会 宛

保護者住所 _____
 保護者氏名 _____ ㊟
 電話番号 _____

瑞穂市放課後児童クラブ利用変更届出書

下記のとおり、児童若しくは家族の状況又は利用を希望する期間に変更がありますので届け出ます。

記

利用児童氏名 及び生年月日		年 月 日生 (小学校 年生)
クラブ名		
<input type="checkbox"/> 勤務先等の変更	* 状況証明書を添付して下さい。	
<input type="checkbox"/> 住所変更 <input type="checkbox"/> 氏名変更	(変更前)	
	(変更後)	
<input type="checkbox"/> 保育料減免の 変更理由		
<input type="checkbox"/> 利用期間の追加 (追加する期間に○)	土曜日 学年始休業日 夏季休業日 冬季休業日 学年末休業日	
その他		

<input type="checkbox"/>	フリガナ 氏名 (申込児童を除く。)	利用児童 との続柄	生年月日	職業 (学生は学年)	勤務先・住所・電話番号	備考

議案第 49 号

瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員の委嘱について

瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 11 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

令和 3 年 10 月 29 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

瑞穂市附属機関設置条例（平成 20 年瑞穂市条例第 30 号）第 4 条第 2 項の規定により、瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員を委嘱するもの。

令和3年度 瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員

令和3年11月

	氏名	所属	年数	任期	備考
1	辻 正益	瑞穂市PTA連合会	2	R3.11.1～R6.10.31	幼稚園又は小中学校の保護者を代表するもの(市PTA連合会長) 継続
2	辻 治彦	西小学校	2	R3.11.1～R6.10.31	幼稚園又は小中学校を代表するもの(園長・校長会 子どもの読書活動推進会議担当) 継続
3	谷藤 直美	牛牧第一保育所	2	R3.11.1～R6.10.31	瑞穂市立保育所長を代表する者(保育所長) 継続
4	井深 吉男	社会教育委員の会	1	R3.11.1～R6.10.31	識見を有する者(社会教育委員長) 継続
5	本間 友理	保育所保護者会(牛牧第一保育所)	1	R3.11.1～R6.10.31	教育委員会が適当と認める者(保育所保護者を代表する者) 継続
6	船戸 菜摘	西小学校	2	R3.11.1～R6.10.31	教育委員会が適当と認める者(子どもの読書推進会議担当校長が在籍する学校の司書教諭) 継続
7	宇野 睦子	瑞穂市読書サークル協議会	6	R3.11.1～R6.10.31	関係団体の代表者(読書関係団体) 継続
8	高橋 由夏	子どもの本を読む会(かんがるう)	9	R3.11.1～R6.10.31	関係団体の代表者(読み聞かせ関係団体) 継続
9	佐藤 彰道	健康福祉部 健康推進課	1	R3.11.1～R6.10.31	行政関係者(健康推進課長) 継続
10	藤本 桂子	本田小読み聞かせボランティア	9	R3.11.1～R6.10.31	教育委員会が適当と認める者(公募による市民) 継続
11	瀬上 涼	NPO法人キッズスクエア	9	R3.11.1～R6.10.31	教育委員会が適当と認める者(公募による市民) 継続
12	熊谷 祐子		新	R3.11.1～R6.10.31	教育委員会が適当と認める者(公募による市民) 新規

議案第50号

瑞穂市子どもの読書活動推進会議専門部会設置要綱の制定について

瑞穂市子どもの読書活動推進会議専門部会設置要綱を別紙のとおり定めることについて、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第10号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

令和3年10月29日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納 博 明

提案理由

瑞穂市子どもの読書活動推進会議の運営に関し、必要な事項を定め効果的に推進するため、瑞穂市子どもの読書活動推進会議専門部会設置要綱を制定するもの。

瑞穂市子どもの読書活動推進会議専門部会設置要綱

(設置)

第1条 市における子どもの読書活動推進のための施策を総合的に企画、調整し、かつ、効果的に推進するため、瑞穂市子どもの読書活動推進会議専門部会（以下「専門部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 専門部会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 子どもの読書活動推進計画の策定に関すること。
- (2) 子どもの読書活動の推進に関すること。
- (3) 前2号のほか前条の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 専門部会の委員は、別表に掲げる子どもの読書活動推進に係る職員及び子どもの読書活動推進に関心のある職員で、関係部課長等の承諾を得て選任された者をもって充てる。

2 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(会長等)

第4条 専門部会に会長を置く。

- 2 会長は、教育委員会生涯学習課長の職にある者をもって充てる。
- 3 会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第4条 専門部会は、必要に応じて会長が招集し、これを主宰する。

(庶務)

第5条 専門部会の庶務は、教育委員会生涯学習課において行う。

(補則)

第6条 この訓令に定めるもののほか、専門部会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

別表（第3条関係）

学校教育、幼児教育、保育、子育て、生涯学習（図書館）、その他子どもの読書活動推進に係る担当課長又は担当者及び子どもの読書活動推進に関心のある職員